



会計・税務、人事・労務、行政手続に役立つ

# 東京会計ニュース

東京会計グループ発行

税理士法人

東京会計グループ

社会保険労務士法人

東京労務グループ

行政書士法人

東京行政書士グループ

11

2023

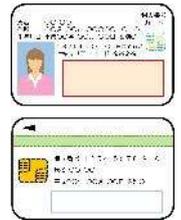
人事  
労務

## 厚生年金保険などの被保険者資格取得届にはマイナンバーを必ず記入してください

令和5年9月29日から、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第125号）」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号（マイナンバー）の記載を求めることが明確化されました。これを受けて、日本年金機構から、次のようなお知らせがありました。

……………【事業主の皆さまへ】「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください……………

- 「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー（基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号）を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。
- これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和5年9月29日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。
- なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。



★採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される（＝被保険者資格が認められない）こととなりますので、その旨を説明して、必ず提示してもらうようにしましょう。

助成金等

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和5年9月27日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要を確認しておきましょう。

……………「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）……………

### 106万円の壁への対応

- ◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要  
キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。  
労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。
- ◆社会保険適用促進手当  
事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

### 130万円の壁への対応

- ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化  
被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

### 配偶者手当への対応

- ◆企業の配偶者手当の見直しの促進  
特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、  
(1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、  
(2) 中小企業団体等を通じて周知する。

check!



## 消費税(インボイス制度) - 売手が負担する振込手数料について

売上代金が振り込まれる際に振込手数料を引いて入金されることがありますが、消費税インボイス制度の下では売上の値引きとして取り扱えば値引きインボイスを発行しないでも問題になりません。

振込手数料が税込1万円未満であれば、値引きインボイスの発行を免除する特例が設けられているためです。その他にも買手が売手へ振込手数料分のインボイスを発行する方法などがありますが、買手側での事務手間(インボイスの発行)がかかるため、現実的ではないと思います。

なお、売り手側での科目ですが、売上値引きでも支払手数料でも良いとされています。ただし消費税の区分については、売上値引として扱う必要がありますので、10% (PCA 会計での消費税区分 C5)・軽減8% (PCA 会計での消費税区分 C6) と売上の消費税に対応した値引きとなりますのでご注意ください。

## 人気の補助金のご紹介

中小企業・小規模事業者向けに補助金・助成金がありますが、中でも人気の高い補助金を4点ご紹介いたします。

補助金名	補助目的	補助率・補助上限額
1. 事業再構築補助金	コロナ禍、物価高騰等の影響により、新分野展開、業態転換、業種転換等の思い切った「事業再構築」の挑戦をサポートする補助金	補助率 2/3 (上限 500 万～)
2. ものづくり補助金	ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発や試作品の開発など、生産性の向上に取り組む事業者の方をサポートする補助金	補助率 2/3 (上限 750 万～)
3. IT 導入補助金	日々の業務の効率化や自動化のための IT ツールの導入をサポートする補助金	補助率 1/2 (上限 150 万)
4. 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートする補助金	補助率 2/3 (上限 50 万)

※補助率・補助上限は申請する要件等によって変わる場合があります。

他にも様々な補助金・助成金等があり、それぞれ要件や補助対象となる経費が異なってきますので、販路開拓や生産性向上、IT ツールの導入等の取組を考えていれば、まずは担当までお気軽にご相談ください。

補助金担当：飯田 (080-3725-1010)

### ◆あとかぎ◆

会計税務、人事労務、行政手続に関する制度等についての詳細やご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

東京会計ニュース 発行担当：飯田

#### 【発行元】

税理士法人 東京会計グループ

社会保険労務士法人 東京労務グループ

行政書士法人 東京行政書士グループ

〒860-0844 熊本市中央区水道町9番29号

TEL：096-323-7880 FAX：096-323-7881

e-mail：tac-a@cronos.ocn.ne.jp